

平成 24 年度 第 8 回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 25 年 (2013 年) 1 月 23 日 (木) 13:30~ 15:00

2 場 所 長野県庁 西庁舎 111 号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 上伊那広域連合新ごみ中間処理施設建設に係る環境影響評価準備書の審議 (第 2 回審議)

(2) その他

4 出席委員 (五十音順)

大 窪 久美子
小 澤 秀 明
亀 山 章 (委員長)
陸 齊
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
富 樫 均
野見山 哲 生

5 欠席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫
片 谷 教 孝 (委員長職務代理者)
鈴 木 啓 助
中 村 寛 志
中 村 雅 彦
花 里 孝 幸

事務局
環境政策課
徳 竹

ただいまから、平成24年度第8回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。私はしばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境政策課の徳竹貞彦と申します。よろしくお願ひいたします。

委員会開会にあたりお願ひ申し上げます。傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守していただくようお願いいたします。また、カメラ撮影については、議事に入る前の冒頭のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入る前に本日の欠席委員を御報告いたします。梅崎委員、片谷委員、鈴木委員、中村寛志委員、中村雅彦委員、花里委員から都合により欠席という御報告をいただいております。

それではこれから議事に入らせていただきますが、この会議は公開で行われ、会議録も公表され、ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

では、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、亀山委員長、議事の進行をお願ひいたします。

亀山委員長

それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様のお願ひいたします。初めに議事(1)ですが、「上伊那広域連合新ごみ中間処理施設建設に係る環境影響評価準備書の審議」です。経過と本日の予定及び資料について、事務局から御説明をお願いします。

事務局
環境政策課
清 水

環境政策課環境審査係長の清水修二です。よろしくお願ひいたします。事務局より、これまでの経過と本日の審査の予定、並びに資料の簡単な説明をさせていただきます。

前回の会議は、昨年12月25日に本年度第7回技術委員会として、当県庁において開催されました。その際、準備書の内容について事業者より御説明をいただき、その後、委員の皆様にお願ひいたしました。

本日の予定ですが、前回に引き続きまして、この準備書について御審議をお願いするところです。最初に前回会議における審議内容の整理として、意見に対する事後回答を中心に事業者より御説明をいただき、その後、新たな資料に基づく説明、更に準備書全体についての御審議をいただく予定です。次に本日の会議資料の確認です。

「資料1から資料3」を配布させていただきます。

資料1は、「第7回技術委員会 準備書第1回審議での意見及び事業者の見解」です。前回委員会での委員の皆様からの意見等と、それに対する事業者の説明要旨をまとめたものです。

資料2は、資料1に関してのそれぞれの補足説明のための資料になります。1から8まであります。

資料3は、「環境影響評価準備書への意見及び事業者の見解」です。こちらは条例の規定に基づいて、事業者に提出された環境の保全の見地からの御意見ですが、その内容と事業者の見解をまとめたものです。

この他に、資料としての記載はありませんが、委員の皆様のみ、事業者が住民説明会の時に使用した準備書の概要を綴じたものを、参考までに用意してあります。

事務局からの説明は以上です。

亀山委員長

ありがとうございました。それでは、まずは資料1と2について、事業者から説明をお願いします。

事業者
井 上
(上伊那広域連合
環境衛生課)

よろしくお願ひいたします。最初に資料の1と2ですが、準備書の記載の関係にかかわるものですので、準備書の作成を委託しました(株)エイト日本技術開発より御説明します。

資料1と2について説明をいたします。

資料1のNo. 1です。前回、片谷委員からいただいた御意見です。知事意見に対する事業者見解に、現在の環境を大きく悪化させない観点からの評価をすると書かれているが、文章中では環境基準を下回ったから、整合性が図られているということだけで済んでおり、知事意見の事業者見解の記述と、評価の記述とは合っていないと判断した。非常に低い数値を見れば、理解はできることではあるが、評価の文言にそれが表れていないというのは、少し不足ではないかと考えられるので、評価書までには修正されたい。というご指摘でした。

これに対しまして、資料2-1で、評価書までに直す文案ということで、整理をしております。資料2-1で、その文案の説明をさせていただきます。

資料2-1の1ページです。まず大気質の存在・供用時のごみ収集車両等による影響です。修正案といたしまして、上段が修正前の文案で、該当の評価の部分です。下段が修正案で、下線の部が変化をしたところです。変更の部分だけ読み上げさせていただきます。「予測濃度は現況測定値とほとんど変わらない濃度となっており、事業の影響により現状の環境を悪化させることはないと考え。」という評価の文案を追記させていただき、修正を図りたいと考えております。

続いて2, 3ページです。こちらは存在・供用時の焼却施設の稼働に伴う排出ガスによる影響の修正案です。2ページが現在の準備書の内容で、3ページが評価書で直していきたいという文案です。下線部のみ読み上げます。「また、全ての項目の予測濃度は現況の濃度を大きく悪化させるものではない濃度となっており、事業の影響により現状の環境を悪化させることはないと考え。」という表記を追記します。

4, 5ページです。こちらも供用時の焼却施設の稼働に伴う、排出ガスによる影響ですが、こちらは1時間値濃度予測に対します評価の結果です。5ページの下線部です。「1時間濃度の予測条件となる気象条件においても、環境基準値等の濃度を超過することはない値となっている。また、現状の大気環境を大きく悪化させることはない濃度となっており、事業の影響により現状の環境を悪化させることはないと考え。」という文を追記すると考えています。

続いて騒音です。騒音の存在・供用時のごみ収集車両による影響の評価の結果について、上段が現状の準備書の内容で下段が修正案です。下線部を読み上げますと、「予測値は現況測定値とほとんど変わらない値となっており、事業の影響により現状の環境を悪化させることはないと考え。」この文章を追記させていただきたいと考えます。

続きまして7, 8ページに修正案がございます。こちらは騒音の存在・供用時の施設の稼働による影響の評価の結果です。下線部ですが、「St. 1~St. 3においては参考として比較した騒音に係る環境基準値(A類型)以下の値となっている。また、現況測定値とほとんど変わらない値となっており、事業の影響により現状の環境を悪化させることはないと考え。」この文章を追記していくと考えています。

続きまして振動です。振動の存在・供用時のごみ収集車両等による影響の評価についてです。上段が現状の準備書、下段が評価書での修正案です。下線部が修正部分ですが、「感覚的には変化がなく、現況の振動レベルとほとんど変わらないものである。」という部分を追記させていただくと考えています。

最後に振動の存在・供用時の施設の稼働による影響の評価の結果です。下段の修正案の部分ですが、「施設の稼働に伴う振動レベルの予測値は、想定対象事業実施区域境界の最大地点では、振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(第2種区域)以下の値となっている。また、St. 1~St. 3においては、『人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値』以下の値となっていることから、現状の環境を悪化させることはないと考え。」このような文章を追記して評価したいと考えています。現状の環境と比較した形で、現状の環境を悪化させるものではないという評価の結論を明記した評価とさせていただき、修正を図っていきたく思います。

資料1, No. 7の意見です。こちらも片谷委員からの御意見で、施設から漏洩する悪臭による影響について、類似施設との比較という表がありますが、施設の規模が類似でなければ類似といえないので、諸元を記載されたいということでした。こちらは

資料2-2に、修正前のものと修正案を整理しました。表のページが現状の準備書のもので、裏面が修正案です。裏面に処理能力、処理方式を追記しております。それからエアカーテン設置、バンカゲート、炉停止時の脱臭についての、臭気漏えい防止対策を左のところに明記し、修正しました。

続いてNo. 9、鈴木委員の御意見です。濁度の有効数字が2桁だったり、1桁だったりしているので、統一を図るということで、資料2-3に記載しております。修正前のものはつけていませんが、濁度の数値につきまして、すべて有効数字2桁の表記ということで整理をさせていただきました。こちらはすべて修正後の数値を資料2-3に整理いたしました。

No. 10、富樫委員からの意見です。水象の井戸の距離が、想定対象事業実施区域のどこの地点からかよくわからないので、きちんとそれが分かるようにしておくこととの御意見でした。こちらの表4-7-2というものを例に修正案を示したものです。上の段の表が現状の準備書の表で、下の表が修正案の表です。例えば、St. 4の表記ですが、想定対象事業実施区域、東側境界より東0.2kmというように、以下、St. 5では南東角、St. 6では南東角、St. 7では東側境界と、それぞれ想定対象事業実施区域の位置と距離を表記する修正をいたしました。

続いてNo. 18、19の中村寛志委員からの御意見です。ミヤマシジミに対する環境保全措置に対する御意見です。上の段が現状の保全措置の表で、下に修正案を示しています。修正案の保全措置の内容ですが、「三峰川左岸堤防沿いの搬入路の整備に際しては、ミヤマシジミの生息環境（産卵場所や幼虫の食草となるコマツナギの生育地）の改変量を最小化する。」ということを示しております。「また、専門家の助言を受けながら、工事中の生息域外保全を行い、最終候補地等にコマツナギが生育する環境を復元した後、個体を移植する。」ということを示しております。また、ベニモンマダラにつきましては、保全措置をミヤマシジミと切り分け整理をしております。「土地造成等の工事前に個体を採集し、最終候補地周辺のクサフジ等が生育する環境へ移植する。」という代償措置を、別途の保全措置として、分けて表記をしています。これに合わせまして総合評価、それから事後調査計画につきましても合わせて修正を図っていきます。

No. 20、大窪委員からの意見です。生態系での意見ですが、斜面樹林環境や植生の群落の表記につきまして、もともとの自然植生の要素を含んでいる林群があるということを追記しておく必要があるということです。植物のそれぞれの群落のところにおきまして、そちらの御指摘に該当する部分につきまして、表記を追記しております。対象が河畔林のコゴメヤナギ群落につきまして、ブナクラス域を流れる河川の自然植生と位置付けられるということ。また、二次林のオニグルミ群落につきましても、ケヤキ群落の代償植生と位置付けられる旨の表記を追記しています。草地植生のところにも、自然植生の関連の文言を追記し、乾性草地のカワラヨモギ群落、オギ群落、にも追記しております。

続いて資料2-7です。資料1ではNo. 22、亀山委員長からの御意見です。フォトモニタージュの建物ですが、現在は想定される最大の建物表記しているのですが、そういうことではなく、計画地は地形的に山の斜面の傾斜など全体になだらかで柔らかい曲線の多い景観なので、建物の設計に当たっては、その点を十分考慮いただきたいという御意見でしたので、修正案としましては、周辺の地形等と調和する形状となるよう、設計にあたっての環境保全措置について追記をしています。

最後に触れ合い活動の場に対する陸委員の御意見です。触れ合い活動のアンケートの調査方法に対する御意見でした。資料2-8の一番最後の下線部を引いたところに調査方法を追記しています。三峰川サイクリング・ジョギングロードにおいては、利用状況の利用者数をカウントしています。協力が得られました利用者に対して、アクセス手段、利用頻度等について、聞き取り方式によるアンケート調査を行なっています。という文言を追記しています。それから、アンケートの集計結果の表の注釈を追記しております。表の4-15-3の下段にあります。注釈としてジョギング及びサイクリングの人数には、アンケートに対して無回答であっても、調査員が利用状況から判断した人数が含まれているということです。これはどういうことかという、利用

者は単純に、目視でカウントしております。この後の聞き取りに対しましては、御協力得られなかった方が数多くいて、合計人数ということでは、かなり合わないことがありましたので、そのことについての注釈です。資料1と2についての説明は以上です。

亀山委員長

ありがとうございました。今御説明いただいたことについて、御意見、御質問等がございますでしょうか。

資料2-1で御説明いただいていることですが、例えば1ページの修正案の予測濃度は現況の測定値と、ほとんど変わらないとなっていますが、この値というのはこのページには出てきません。それはどのようにしたらいいのか。文言だけ付け加えていただいたのはいいのですが、そのことを確かめられるようなページ構成になっていないのですが。

コンサルタント
大谷

この表の中で、一目で分かりづらいところがありますので、やはり現況の値も、この表で分かるように比較した方が親切かと今思っていますので、一目で分かるような横並びの表記に修正したいと考えています。

亀山委員長

全体的にそうした方がいいと思いますので、評価書段階までには、きちんとやっておいていただくといいと思います。

コンサルタント
大谷

はい、分かりました。

亀山委員長

はいどうぞ。

小澤委員

資料1のNo.1、片谷委員の意見に関連するかもしれませんが、土壤汚染についての評価が準備書404ページに、環境保全の目標としてダイオキシン類の環境基準のみで評価する形で書かれていますが、片谷委員のおっしゃったように、ある意味ダイオキシン類の周辺の現況濃度というのは、環境基準と比べて非常に低い状況にあります。要は大気と同じ状況にいると考えられるので、一部には局所的なスポットがあったというのは、それはそれとして、環境基準と比べると低い状況にある現況とすることを考えると、先ほどのNo.1の意見の様に、土壤汚染に対しても、現在の環境を大きく悪化させない観点からの評価というものが、前回の方法書の中でも言われているところですので、土壤汚染についてもその評価を入れていただきたいということです。

亀山委員長

これはいいですね、これは精査していただき、同じように入れていただければと思いますが。

事業者
新谷

準備書405ページに、土壤汚染の目標の整合性に係る評価ということで、②にうたわれているところですが、最初にあります通り、現地調査地点における土壤中のダイオキシン類濃度と言うのは、環境保全に関する目標と比べて非常に低い濃度ということで、ここで現状との関係がうたわれておりますので、今回の中では同じ考えかと、ここに当てはまるのではないかと判断させていただいたところです。

亀山委員長

ここに書いてある言葉でいかがでしょうか、ということですが。よろしいでしょうか。

小澤委員

はい。

亀山委員長

はい、それでは結構です。ありがとうございました。はいどうぞ。

塩田委員 326 ページの低周波音の関係で、勘違いしているのではないかということが一つです。というのは、G特性というのは周波数 1Hz～20Hz の超低周波音のことをいい、低周波音は、周波数 1～80Hz の範囲のことです。これを dB 合成してオーバーオールになったのが低周波音圧レベルです。周波数 1～20Hz をエネルギー合成したものが超低周波音レベルで、表示は dB(G)になります。例えば 327 ページの図 4-4-2 を見ると、周波数が 2～80Hz になっているので、これを全てエネルギー合成すると、これは低周波音圧レベルです。周波数 2～20Hz をデシベル合成すると、G特性音圧レベル（超低周波音レベル）dB(G)になります。表 4-4-5 に書いている dB(G)というのが、周波数 1～20Hz を言っているのか、周波数 1～80Hz を言っているのか、良く分からないのです。

コンサルタント
大谷 326、327 ページは全く別の数字を取り扱っています。326 ページは単純に、あくまで G特性の数値で、周波数は 1～20Hz までの G特性レベルです。327 ページは、1/3 オクターブバンド別に、それぞれの周波数別の標記を整理しております。

塩田委員 そうなると、ここに書いている表示は、すべて G特性で示されております。低周波音と言いつつ、G特性音圧レベルだけを出している形になります。

コンサルタント
大谷 予測の話でしょうか。

塩田委員 後ろの方、例えば 331 ページ、表 4-4-10 の距離減衰については G特性ですね。

コンサルタント
大谷 はい、距離減衰は G特性を指標として評価をしております。

塩田委員 333 ページの予測結果についてもそうですか。

コンサルタント
大谷 はい、そうです。

塩田委員 そうなると低周波音というものはないのですか。低周波音圧レベル。周波数 1～80Hz までをエネルギー合成した値は表示していないのでしょうか。

コンサルタント
大谷 それはオールパスということですね。それはグラフ中に表記をしている程度です。

塩田委員 先程、私が勘違いをしているのではと言ったのは、環境省の言う低周波音は、周波数 1～80Hz の範囲を表示するわけです。ですから G特性で表示するよりは、周波数 1～80Hz までを dB 合成してレベル表示し、かつ周波数 20Hz 以下の G特性については、影響はありませんと。2通りをこの表に入れていただくと、非常に分かりやすいのではないのでしょうか。

コンサルタント
大谷 そういう御指摘ですね、理解いたしました。

亀山委員長 ありがとうございます。

大窪委員 資料 1 の No. 15 についての確認です。御説明は特にありませんでしたが、ヤマザクラとカスミザクラの確認はどうなりましたか。

コンサルタント
大 谷

ヤマザクラとカスミザクラのことですが、色々調べている状況ですが、この時期で木も確認しづらい時期ということですので、現状で詳しい方から話を聞いている状況です。状況といたしまして、ヤマザクラとカスミザクラが混在する地域ということですので。現在確認中ですので、今後更に確認を進めていくという状況です。

大窪委員

はい、承知しました。

亀山委員長

この他いかがでしょうか。
無いようでしたら、資料3の御説明をお願いします。

事業者
井 上

それでは、資料の3です。

今回準備書への住民意見を募集しましたところ、6名の方から御意見をいただいております。合わせてお手元に6か所での説明資料を御用意させていただきましたが、それに対する意見等も、いただいております。

No. 1です。どうしてそこの候補地にしたかという御意見です。

こちらにつきましては準備書の1ページに記載していますが、広報あるいは説明会において、かなりの回数の説明を重ねてきたところです。

No. 2です。ゲリラ豪雨で、美和ダムのバイパス、こちらは砂が溜まらないようバイパスのような形でトンネルがございます。こちらで放水したら又水害の恐れがあるよと言う御意見です。

第1回目の審議に配布いたしました青い冊子の施設整備基本計画におきまして、過去の災害履歴とか国県による現在の対策等を整理し、万が一を考慮して、洪水浸水対策の方針を定めたところです。

No. 3です。私共の計画では、上伊那に最終処分場はあるのですが、現在埋め立てられるような容積がないということがありますので、管内の八乙女最終処分場の再生を行う予定です。このごみを燃やした時のガス等いろいろ検査をしたかということ、またごみの内容の割合で完全に安全なのかという御意見です。

このクリーンセンター八乙女最終処分場に埋め立ててあるごみについては、準備書4ページに記載のとおり、重量比で廃プラ類等が約6割、ガラス類・陶器類等約4割と言う内容です。それから種類・性状については、資料編に詳細に記載してあります。主に廃プラ類ということになりますが、こちらは、全国の7割以上の施設で処理を行っているような状況です。排ガス対策については、法規制値よりも厳しい計画値により、記載のような排ガス処理を行う処理設備を設置し行うということです。こうしたことを前提とした評価結果から、環境への影響はほとんどないという見解です。

No. 4です。ごみ処理を上伊那全部集めて一カ所でやるメリットは。ということです。

こちらにつきましては、方法書においても同じ意見が出されまして、見解をお示したところです。それからお手元の説明会資料でも、あわせてご理解いただくべく説明を、種類は違いますが、何回かお話をさせていただき、ご理解をいただくよう説明をさせていただいたところです。大きく分けると3点あります。熱利用を効率化すること、燃焼の安定化、それから処理の効率化ということで、このように説明を重ねてきています。

No. 5です。コークスを使用すると今よりお金も掛かるし灰も増えるよ、ということですが、施設整備基本計画におきましては、処理方式を2つの方式に絞り込みを行っております。御意見のようなコークスを使う方式と、灯油を焚く流動ガス化方式床式の2つに絞り込んだところです。実際には入札により、最終的に決定をしていく予定ですが、いずれにしても、まだコークスを使うかもはっきりしないということですが、総合的に評価を行うということで、その前段での絞り込みでも、ここにあるように環境保全、資源循環、安全性、安定性、経済性など総合的に比較検討して、絞り込んできたということです。

No. 6ですが、これも、用地選定の御意見です。なぜその場所にしたのかという

内容ですが、こちらにつきましても、何回も広報や説明会等で御説明した内容です。

No. 7です。予定地の近くに活断層があるよ、ということですが、416ページに記載しました通り、活断層の状況について文献調査を行ないまして、この文献調査につきましては、周辺に活断層は確認されていないということです。

次に2人目の方の御意見で、No. 8です。絞り込んだ2つの処理方式ですが、影響の出方が異なるのではないかとということ。それから、これらの事後の状況はどうかということ。

絞り込みを行う時点で、プラントメーカーからアンケートを行っています。その数値を確認した上で、それぞれ環境負荷が最大になる諸元を設定し、予測評価を実施しています。詳しくは記載のページです。それから稼働している同種、同規模の施設の事後調査結果等では、問題なく稼働している状況です。

No. 9、煙突高の関係です。煙突の外観が59mです。知事意見では複数ケースを想定した環境影響評価を実施することではなかったのか、という御意見です。

煙突の高さが変更する可能性がある場合には、複数ケースの予測を実施することという知事意見でしたが、59mで行ったところ、環境保全に関する目標との整合性が図られておりましたので、他の煙突高さを変更するということには行わなかったということです。

続いて3人目の御意見です。No. 10です。廃プラスチックの関係です。廃プラスチックを、新しい施設で処理をすることを知らない住民もいるし、議会でも知らないということですが、議会報告、それからこれを決定したのが平成19年度ですので、当時は全戸配布の広報等で御連絡をしたところ。また管内のうち、伊南行政組合という、南部に構成されている組合があります。こちらで廃プラスチックを分別して資源化をすべきではないかということ、それから廃プラスチックを処理対象から外すべきではないかという御意見です。

実際に伊南行政組合では廃プラスチックを分別回収していますが、分別された廃プラスチックは、実際には8割程度が焼却後、他の圏域で埋め立て処分されている現状がございます。廃プラスチックについては、民間委託により他の場所で焼却するのではなく、新しい施設は発電を行いまして、エネルギーを回収するという計画です。さらに助燃剤、例えば、灯油やコークス等の節減が図られるということがあります。結果として経費の削減が期待でき、有効利用につながるということです。このことから、廃プラスチックの処理については記載にありますように、全国で7割以上の施設で処理を行っている状況もありますので、分別収集方法についても検討はしますが、処理をするということを進めてきているところです。その他、必要に応じてそれぞれの場面において、広報等で啓蒙しているところですので、今後も同様に説明、啓蒙等していく予定です。

No. 11です。計画していますクローズドシステムですが、こちらについて市道や水路にも排水が出てしまうのではないかとということ、それから雨水排水計画も掲載されていないということです。

こちらについて、クローズドシステムについては、プラント用水などを処理後再利用し、場外へは無放流とする意味です。また雨水排水については、前段にあります通り、調整池を設けて河川放流をする予定です。事業計画の概要の中で分かりにくい点もあったと思いますので、評価書を分かりやすく記載したいと考えています。

No. 12です。溶融飛灰の処理物の基準の関係です。重金属等の数値も設定をしていく必要があるということですが、この溶融飛灰の基準につきまして、法令に基づいて、ダイオキシン類の含有量基準と重金属類の溶出基準を定めたところ。

ばいじんとして炉から出た重金属は、ほとんどがバグフィルタ濾過式集塵機で捕集します。重金属溶出防止処理を行った後に最終処分を行う予定です。従いまして、法令に基づいた基準を作ったということ、御理解いただければと思います。

No. 13、14については私から御説明をさせていただきます。No. 13は地下水の利用の関係です。御意見として、地下水の利用計画につきまして、プラント用水をどのくらい使うか、井戸を何m掘るのか書いてないということ、それから用水が不足して深

コンサルタント
大谷

い井戸を掘った場合に、周辺の井戸に影響は出る可能性はないのか、周辺の押出水源に影響が出るのではないかと、という御意見です。

プラント揚水使用量については、準備書 394 ページ、要約書 119 ページにおいて、110 m³/日を使用する条件として予測を行っています。それから予測の影響調査としては、周辺の井戸の利用状況調査を行っておりまして、その結果、透水能力が高く、周辺の河川から地下水が供給されているため、地下水位の影響は少なく、周辺に及ぼす影響は小さいものと予測しているということで、準備書には取りまとめています。このように地下水の供給が豊富な地域であること、それから押出水源は想定対象事業実施区域の新山川対岸になることから、押出水源に対しましては地下水用水の影響が及ばない地域であると、準備書では予測評価の結果として取りまとめています。

No. 14 は交通量の関係です。騒音振動の調査は、St. 4、St. 5の県道西伊那線、沢渡高遠線ではしか調査が行われていない。ただ施設整備計画では、三峰川右岸道路ナイスロード沿いからの搬入車両が多い計画になっているので、ナイスロード沿いの騒音振動の影響調査と予測を行うべきではないかという御意見。それから家庭ごみの直接搬入が増加しているの、直接搬入車をどのように減らすかを準備書に加えるべきではないかという御意見です。

事業者の見解といたしましては、道路交通騒音の影響としましては、住居への騒音振動の影響がもっとも大きくなる地点とするために、主要運行ルートに住居沿道 1 地点のところで、県道西伊那線及び沢渡高遠線の予測地点に設定しております。三峰川右岸道路につきましては、想定対象事業実施区域に近い地域では沿道が水田等の農地であり住居がほとんどないことから、調査の対象として選定しなかったということです。それから、直接搬入車を減らすことは関係市町村、広域連合で対処方法等の検討をしているところです。

事業者
井上

続いて 4 人目の方の意見書、No. 15 です。

環境の次に健康を入れるべきという御意見です。こちらについて、環境基準については人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として定められておりますので、健康への影響を含んだ評価としております。

No. 16 ですが、地元地区の同意の関係ですが、三峰川という一級河川の対岸の美篤地区も含めるべきだということですが、これは再三御説明申し上げているところですが、建設同意をお願いしていくのは、あくまでも最終候補地の属する地元の 2 区ということで、広報あるいは説明会等で御説明した内容です。

コンサルタント
大谷

No. 17 です。住民説明会の資料に対する御意見です。その資料が公害防止基準値、法規制値、それから環境基準値、というものが出てきて、それぞれどういうものか説明がほしい、また、一つの表にして分かりやすくしてほしいという御意見でした。

事業者の見解としては、それぞれの法律等の説明を簡単にしているのですが、今後の住民用の資料として、記載が分かりやすくなるように心掛けてまいります。

続いて同様に住民説明会用の資料の要望です。ばいじん、硫酸化物、窒素酸化物という表現が出ていますが、影響予測では、そのような言葉が使われていないように思うがどうか、ということですが、

影響の方では、硫酸化物は二酸化硫黄、窒素酸化物は二酸化窒素、それからばいじんは浮遊粒子状物質に対応するわけですが、こういったことも、それぞれ対応するような説明を、分かりやすくしていくということですが、

事業者
井上

No. 19 でございます。全体に関わることで、準備書が出されたけれど、性格あるいは位置づけがはっきりしないので、冒頭にそれを分かりやすく書いてほしいということですが、こちらにつきましては説明会資料等で説明しております。それから「広報かみいな」というものを上伊那圏域全戸に配布しており、こちらの方で配慮をして周知を図っていますが、今後も分かりやすい表記に努めます。

その次、No. 20 です。内容的には準備書が膨大でなかなか読みにくいということですが、端的に示していただいて、関係地区に全戸配布してほしいということですが、

コンサルタント
大谷

こちらについては、広報かみいな特別編というものを 58 号、59 号で、上伊那圏域全戸配布しています。これは 12 月、1 月に作成して、全戸配布したところです。

続きまして、5 人目の方の御意見です。大気質にかかわる意見です。大気の拡散の面積が複雑な地形の影響を受けているということで、排ガスが東西の方向に流れて、南北には拡散しないと。つまり拡散面積が全体の半分のみで、この地域は立地の面積として適さないということです。

それに対する事業者の見解は、排ガスは地形の影響を受け、三峰川に沿って主に東西方向に拡散するということになります。その結果、影響として最終候補地から南東の方向に約 1 km の最大着地濃度地点が予測されます。その地点における予測の濃度が環境保全の目標としています、大気汚染にかかる環境基準値等を大幅に下回る濃度となっていることから、排ガスについては法規制値より厳しい計画値により、影響を最小化できているものと考えます。

続いて No. 22 の御意見です。逆転層が発生する時期に、西側に高濃度の状況が対流として発生するのではないかと御意見です。事業者の見解といたしましては、逆転層が発生した際の夜間の代表的な風向であります、東系の風が吹いた場合の影響予測として、準備書 242 ページに示します予測結果として、二酸化窒素 0.0330ppm、浮遊粒子状物質 0.0808 mg/m³、塩化水素 0.0147ppm など、環境保全目標としている環境基準値等を満足する結果となっています。このことから逆転層が発生した場合であっても、周辺への影響は環境保全目標との整合性は図られていると評価をしております。

最後に 6 番目の方の御意見です。こちらは大気に係る御意見、どちらかと言うと御質問、疑問といったような内容の御意見です。マスコンモデルの風況と予測式のつながりについて説明してほしいとのこと。準備書の中で一通りの説明はしていますが、地形とマスコンモデルの関係について、考え方を説明してあります。こちらにつきましては、見解の説明を省略させていただきます。

続いて No. 24 の御意見です。排出強度と排出濃度との関係、拡散幅とは何か、それから計算点と位置座標ごとの拡散幅の値が得られていれば、Q の値を与えれば C が決まるということかということで、こちらもどちらかと言うと御質問です。

発生強度は排出濃度に排出ガスをかけたものであるということ。拡散幅は、気象条件に関係する大気の上下方向水平方向の乱れにより、排ガスが広がる幅ということ。それから拡散幅は、気象条件ごとに pasquill の安定度階級分類の条件毎に定まる。という、技術的な回答になっています。

それから No. 25 の御意見です。個体の浮遊粒子状物質が気体の二酸化窒素等と同様の挙動をとるとは考えにくいということです。

環境影響評価において浮遊粒子状物質とガス状物質と取扱うのは一般的に環境影響評価で行う手法です、という見解です。

No. 26 も技術的な疑問ですが、どのような諸元、あるいはパラメーターを使うのかという疑問ですが、気象条件あるいは地形の条件を使っていますという見解です。

No. 27 はどのような解説書があるのかということですが、一般的な解説書は特にないということです。

続きまして No. 28 の御意見です。土壌汚染の予測について、鉛、総水銀など重金属の予測をしないのは何故かという御意見です。事業者の見解としてはカドミウム、鉛、総水銀の重金属については、バグフィルタ等により捕集することから、影響を与えるような濃度で大気中に排出されることはないため、影響の対象としてはいないという見解です。

同様に、これらの項目について大気質での予測を行うべきである。という御意見ですが、大気質につきましても、事業者の見解としましては、同様の措置を行うことから予測項目としていないということです。

続きまして No. 30 です。大気中の濃度と降水量について、定量的に予測する手法や科学的知見はないと述べているが、例えば SPEEDI のようなシステムでは地表蓄積量が、出力されているが、推定ぐらいはできないものではないかという御意見です。

SPEEDI では蓄積量は短期間の地表蓄積量で、また排出源が1か所のため、分布の推定を明確に行うことが可能でしたが、今回の計画施設からの排ガスによる土壌への影響は、少なくとも1年間の予測を行うことが必要であるということ、また、周辺に道路や事業場などの排ガス発生源があることから、土壌に蓄積する影響の定量的な予測は困難であるということが事業者の見解です。

事業者
井上

続いて溶融スラグ、溶融飛灰等に対します御意見です。

私どもが計画をしております、最終処分場の再生利用計画です。これは焼却場の計画と一体として進められるべきであるが、状況が分からないということですが、こうした検討については今後行っていく予定です。

それから No. 32 です。溶融スラグの資源化の関係です。100%の資源化は不透明であるということですが、溶融スラグの全国での有効利用率は重量比で約8割強ということですが、また、全量資源化している施設はかなりあることから、全量資源化を前提として、広く検討をしていきます。このようなことを前提として評価を行ったものです。

以上、住民意見に対する上伊那広域連合の見解です。よろしく願いいたします。

亀山委員長

はい、ありがとうございました。それでは今御説明いただきました資料3と、それからこれまでの準備書全体につきまして、委員の皆様から御意見御質問等ございましたらお願いいたします。次回の会議で意見をまとめて、技術委員会としての意見にしていきたいと考えています。できるだけこの場でいろいろな御意見をいただければと思いますので、よろしく願いします。はいどうぞ。

富樫委員

資料3で、水象の関係で押出水源の影響はないのかという意見がありましたが、その押出水源が、新山川の対岸にあるということですが、距離的にはどのくらい離れているのか教えていただきたいのですが。準備書の中に、もし場所等の記載があれば教えていただきたい。

事業者
新谷

準備書の45ページを御覧ください。最終候補地想定対象事業実施区域の右側に押出水源という黒い点で示してありまして、距離としましては約500m強の位置にあるところ です。

富樫委員

確かに新山川の対岸にはあるわけですが、非常に透水性の高い砂礫層の場合、影響は非常に遠方まで及ぶという可能性は大きいので、500mというと影響が出るか出ないか微妙なぐらいの、一般的にはそのような感じがするかと思いますので、全く新山川の対岸にあるから影響がないというような書き方ではなく、むしろそのぐらい離れているということと、より近い場所できちんとモニタリングするというので、対応していく回答の仕方のほうが適切ではないかと思います。

亀山委員長

いかがですか。

事業者
新谷

分かりました。

亀山委員長

他にいかがでしょうか。はいどうぞ。

富樫委員

若干関連いたしますが、この準備書628ページに水象の事後調査計画の説明の中で、事後調査地点というのが示してあるのですが、対象事業実施区域に対して、利用されている井戸の調査地点が東側にあるわけですが、それに対して事業実施区域内の調査ポイントが、非常に三峰川寄りに寄ったところにあります。今計画されているモニタリング観測地点が、これだと三峰川の河床近くの水位を測っていることになるので、あまり意味が無く、この事業実施区域と、影響が及ぶ可能性がある既存の井戸との間

にモニタリング用の井戸がないと、きちんとしたモニタリングができないと思われるので、ここについては評価書の時点で、もしできれば技術委員会で、モニタリングのための場所について見解を示していただければありがたいと思います。

亀山委員長

いかがでしょうか。628 ページ、事後調査地点の事業地内の黒丸位置の問題ですが。

コンサルタント
大谷

考え方は分かります。ただ、今想定対象事業実施区域という考え方で、具体的なポイントを図上に落とし込むことは難しいと。今黒丸を落としているのは既存の井戸があるところなので落とせているという考え方は。御指摘の通り川に近いので、水位が取りにくいというか、正確なモニタリングができないという御意見は了解しました。

考え方として、影響圏に近いモニタリングの位置を取りなさい、という御意見も分かりました。ただ、実際どこにできるかという、ちょっと非常に難しいこととなりますので、文言として表記をするということでは可能と思いますが、図上に位置を落とすのは難しい状況です。

富樫委員

それでは文言の形で結構ですので、お示しいただければと思います。

亀山委員長

この他いかがでしょうか。はいどうぞ。

佐藤委員

準備書の3 ページ、小さい図ですが、ここに神社があります。この神社の名前は忘れてしまいましたが、事業実施区域の左端に、確か現地調査で見たのですが、小さな神社がありました。なかなか素敵な神社だったと思うのですが。実はこの神社からの景色というのが、想定対象事業の景観の中の写真集の中に、そちらからのアングルが無いのですが。神社にお参りした方が、景観として焼却炉の建物が見えるというのは少し気になりました。前回どなたかの住民の意見として、サイクリングロードとして利用しているので、景観を気にしてほしいという内容があったと思いましたので、それが見えないような予定は考えられないのでしょうか

亀山委員長

見えないような予定というのは、どういうことでしょうか。

佐藤委員

例えば、敷地内の周りに植林をすとか、そういったことをすることによって、古くからお参りする神社に来る人が、神社にお参りしながら近代的なごみ処理施設を見るというのは、少し辛いのではないかと思います。景観の立場から見るとちょっとした配慮ができれば素敵かなと、前回の会議でも感じておりました。ちょっとややこしい表現ですが。

事業者
井上

神社の名前は天伯社で、景観の予測の写真は551 ページに記載をしております。これは、実際には天伯社内からは杉の林があって、実際にこの景観とは若干変わると思います。杉林があって施設はほとんど見えないということです。神社の中からはですね。少し道に出て551 ページの写真を作成したということですので、そのような御理解をいただければと思います。それから、施設を大きな樹木で囲むということになりますと、今度は周辺が農地ですので、大きな日陰を作ってもいけませんので、そのところが非常に悩ましいところかなと感じております。

佐藤委員

はい、分かりました。もう1点、今農地の話が出ましたが、こちらで焼却炉ができててもそのお米は全く問題ないと考えてよろしいですね。汚染は一切ない、ここで取れた米は売れないということは、それは絶対心配しなくてよろしいでしょうか。

事業者
井上

はい、私どもが過去にも説明会におきまして、そういう意見を何回かいただいておりましたが、全国を調査しましたところ、そういう事例は一切なかったということです。評価からもまったくご心配はいらないと考えております。

亀山委員長

はい、分かりました。この他いかがでしょうか。

大窪委員

佐藤委員と同じような意見なのですが、地域の概況の景観文化財の状況と、触れ合い活動の場の状況のところに関連することなのですが、準備書 103～110 ページのあたりですが、対象事業実施区域の周辺の景観文化財や触れ合い活動の場の状況のところに要素として、歴史性のある治水施設として霞堤という施設がありますが、この要素が記載されていないと思うのですが、まず記載されているかどうか教えていただけますでしょうか。

108 ページの図 2-3-12、指定文化財の分布状況というところに、場所も文言も何も無いのですが、この円の左端、少し外のところに霞堤があります。非常に歴史性のある治水史跡というか、文化財に何も指定はされていないのかもしれないのですが、地域としては非常に重要な文化財であり、景観として一つの要素、触れ合い活動の場としても一つの要素だと思いますので、地域の概況・状況の中には要素として、もしなければ入れていただいて、あと天伯社と同じような指摘なのですが、ここを訪れた方が、ごみ処理施設がすぐ近くにあるので、景観なり、訪れた方の心情を壊さないような形で維持していただくような配慮が何かできればなという意見です。

亀山委員長

はい、いかがでしょうか。

事業者
井上

難しい御意見なものですからお答えをしづらいわけですが、端的に申し上げまして、霞堤を目的で訪れるという方は、ほとんどいないのではないかという気がします。それから景観のところは評価で記載しました通り、準備書 561 ページにあるような環境保全措置をとることになるのかなということですが、円の左からの景観については、調査をしております。準備書 556 ページですが、こちらで景観のフォトモンタージュを作成しております。この下流の方に霞堤がございます。こちらからは、景観としては見えないのかなということです。

大窪委員

地域でもよく知られている史跡的な歴史性のある治水施設だと私は認識しておりますし、大学の講義や演習などでも水門関係とか、景観保全の関係で、学生にここで実習をすとか、ここを使わせていただいているような場所ですので、概況の中の景観の要素、触れ合いの場としての要素には、最低限記載していただければと思います。

亀山委員長

これは文化財の関係等では、何かに指定されていることはあるのですか。

大窪委員

もしかしたら治水施設としての文化財として指定されているかもしれないのですが、この中には指定されていないので、あがっていないということです。

亀山委員長

では、そのあたりをお調べいただき、対処していただくということで。

事業者
井上

文化財でありましたら記載をさせていただくということで、お願いしたいと思えます。

亀山委員長

よろしく申し上げます。よろしいですかね。もしこの場ですぐにはないようでしたら、1週間程度のうちに御意見をいただくということにさせていただきます。
はい、どうぞ。

佐藤委員

資料 3 の 1、2 ページ。その中に第 1 章の事業内容で意見書に対する見解があります。この 1-1.6 というところで、最後にいろいろな会議、報告会等の機会においても同様の意見が出され、説明したところ。ということで終わっています。それから、同様に 2 ページの 1 番下から 2 行、第 1 章ですね。最終候補地の決定経過の中に、当事者ではありませんので、基本的な見解は差し控えさせていただきますが、今までの

説明会や広報などで、伊那市より丁寧に何回も説明した内容です。とありますが、この中身が少し触れられるといいのではないかと思います。同意が得られたとか、その理由について。少しこれでは突き放し過ぎた感じがして、あまりいい表現ではないかなと感じますが、いかがでしょうか。

事業者
井 上

経過につきましては、1ページのところで簡単に記載をしてあるわけですが、今後そのような表現に心がけていきたいと考えております。

亀山委員長

それでは今お話ししましたように、1週間程度のうちに、御質問等ございましたら事務局にお寄せいただくということにさせていただきたいと思います。特に御発言が無いようでしたら、議事(1)につきましては、ここまでにしたいと思います。

続きまして議事(2)のその他ですが、事務局から何がありますでしょうか

事務局
清 水

今後のスケジュール等についての説明をさせていただきます。

今回は、第9回技術委員会、同準備書3回目の審議になり、2月13日(水)2時半から4時で開催をお願いし、技術委員会の意見集約を予定しております。先ほど委員長からお話しありました通り、すべて意見を出し尽くしていただくということで、本日に合わなかった分もごさいますし、あるいは、お帰りになってまた意見があれば、1月30日の水曜日までに事務局に御連絡ください。以上です。

亀山委員長

これで、今年度終わりですよね。ですので、是非次回にはこの案件についてはすべて終わりにしたいと考えております。

特に御発言が無いようでしたら、本日の議事はこれにて終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

事務局
徳 竹

本日の技術委員会をこれで終了いたします。ありがとうございました。